

## 常任委員会活動の評価について

### 1 チェックシートによる評価

平成 31 年

3月 4 日（月）予算決算常任委員会理事会

3月 5 日（火）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月 6 日（水）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

### 2 委員会活動評価総括表について協議

3月 7 日（木）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月 8 日（金）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月 13 日（水）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動評価総括表」を作成する。

### 3 委員長会議での報告及び確認

3月 13 日（水）委員長会議

各委員長から、「委員会活動評価総括表」により、1年間の委員会活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認する。

### 4 代表者会議への報告

3月 14 日（木）代表者会議

議長から、委員会活動の評価も含め議会活動計画の実施状況を報告する。



改選後（平成 31 年 5 月～）

### 5 改選後議会への申し送り

代表者会議に報告された平成 30 年度の議会活動計画の実施状況については、平成 27 年度からの実施状況と併せ、「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」に取りまとめられ、次期改選後議会に申し送られる予定。

## チェックシート

資料2

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から評価を行うためのチェック項目をまとめました。

今年度の委員会活動を振り返り、評価の視点を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価を行っていただき、5段階評価をしてください。  
(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「ー」をつけてください。)

### 【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

■点数の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>○委員個人の評価とします。</li><li>○基準となる点数は「3点」とします。<ul style="list-style-type: none"><li>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</li><li>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</li><li>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</li><li>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</li><li>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</li></ul></li></ul>
■評価できない項目 (該当なし「ー」)	<ul style="list-style-type: none"><li>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か (「ー」とするか否か)を委員会として決めます。</li></ul>

裏面に続く

委員会名( )

項目	評価の視点	評価
(1)年間活動計画の進捗度	<p>年間活動計画の内容は適切なものでしたか。          重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。          年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。          (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p> <p>[ ]</p>	
(2)委員会運営の円滑度	<p>すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。          委員会で十分な議論をしましたか。          委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。          (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p> <p>[ ]</p>	
(3)議員間討議の充実度	<p>議員間討議の機会を十分に活用しましたか。          議員間討議を十分に行いましたか。          議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。          (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p> <p>[ ]</p>	
(4)県内外調査の充実度	<p>県内外調査の調査先は適切でしたか。          調査先で十分な調査を実施しましたか。          県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。          (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p> <p>[ ]</p>	
(5)県民など多様な意見を活用した調査・審査の充実度	<p>「参考人招致」や「公聴会」における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。          「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。          「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。          「請願」、「議員勉強会」、「県民の声」などにおける意見をその後の調査・審査に活用しましたか。          (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p> <p>[ ]</p>	
(6)調査・審査結果の施策への反映	<p>調査・審査の結果、施策へ反映したこと(例えば、経過報告を求めた、知事への申し入れを行った、議員提出条例の検討を行ったなど)について記載してください。</p> <p>[ ]</p>	

## ( ) 委員会活動評価総括表

資料 3

## 1 委員会活動の振り返り（委員間討議の結果の概要を記載する）

## 2 各委員（理事）の評点の平均点

項目	評価の視点	平均点
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(4)県内外調査の充実度	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(5)県民など多様な意見を活用した調査・審査の充実度	「参考人招致」や「公聴会」における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「請願」、「議員勉強会」、「県民の声」などにおける意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) [ ]	

項目	評価の視点	平均点
(6)調査・審査結果の施策への反映	調査・審査の結果、施策へ反映したこと(例えば、経過報告を求めた、知事への申し入れを行った、議員提出条例の検討を行ったなど)について記載してください。	

※評価は5点満点です。(5点…大変良くできた、4点…良くできた、3点…概ねできた、2点…あまりできなかった、1点…できなかった)

※各項目の自由記載欄については、各委員個人の意見を掲載しております。

# 医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書（平成30年5月～平成31年4月）

平成30年6月29日現在

## 1 所管調査事項

- ・医療及び介護行政の推進について
- ・保健衛生行政の推進について
- ・子ども及び青少年の育成について
- ・社会福祉及び社会保障の推進について
- ・病院事業の運営について

## 2 重点調査項目

- (1) 医療と介護の総合的な確保について
- (2) 国保財政基盤の安定化と健康づくりの推進について
- (3) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくりについて
- (4) 支え合いの福祉社会づくりについて

## 3 活動計画表

重点調査項目	平成30年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月
(1) 医療と介護の総合的な確保について (2) 国保財政基盤の安定化と健康づくりの推進について (3) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくりについて (4) 支え合いの福祉社会づくりについて	常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査 所管事項の調査等 (6/19, 21)	県内調査 (7/20)	県内調査 (8/8) 県外調査 (8/28～30)	常任委員会 議案の審査 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/4, 9)	予決分科会 平成29年度歳入歳出決算、 所管事項の調査(当初予算編成に向けての基本的な考え方) (11/1)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		成果レポート (案)			企業会計決算 一般会計・特別会計 決算  平成31年度 経営方針 (案)  当初予算編成に向けての基本的な考え方		当初予算 要求状況		当初予算 案	平成31年度 経営方針		

## 4 県内外調査について

- (1) 県内調査 7月20日（日帰り） 家庭教育の取組等の調査を行う。  
8月 8日（日帰り） 認知症対策の取組等の調査を行う。
- (2) 県外調査 8月28日～30日（2泊3日以内） 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組等について調査を行う。

# 医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動実績書（案）（平成30年5月～平成31年4月）

資料4－2

平成31年3月5日現在

## 1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 子ども及び青少年の育成について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 病院事業の運営について

## 2 重点調査項目

- (1) 医療と介護の総合的な確保について
- (2) 国保財政基盤の安定化と健康づくりの推進について
- (3) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくりについて
- (4) 支え合いの福祉社会づくりについて

## 3 活動計画表

重点調査項目	平成30年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月
(1) 医療と介護の総合的な確保について (2) 国保財政基盤の安定化と健康づくりの推進について (3) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくりについて (4) 支え合いの福祉社会づくりについて	常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査 所管事項の調査等 (6/19, 21)	県内調査 (7/20)	県内調査 (8/8) 県外調査 (8/28～30)	常任委員会 議案の審査 所管事項の調査等 予決分科会 平成29年度病院事業決算等 (10/4, 9)	予決分科会 平成29年度歳入歳出決算、 所管事項の調査(当初予算編成に向けての基本的な考え方) (11/1)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)	予決分科会 補正予算等 (2/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/5, 7)			
執行部の主な予定		成果レポート（案）			企業会計決算 一般会計・特別会計 決算  平成31年度 経営方針（案）  当初予算編成に向けての基本的な考え方	当初予算 要求状況		当初予算 案	平成31年度 経営方針			

## 4 県内外調査について

### (1) 県内調査

7月20日（日帰り） 家庭教育の取組（玉城町生活福祉課）、地域の児童館や県内企業、地域の方々との連携・協働の取組（三重県立みえこどもの城）等について調査を行った。

8月 8日（日帰り） 認知症の予防・維持・改善について（三重大学医学系研究科）、精神科医療の取組の現状（三重県立こころの医療センター）等について調査を行った。

### (2) 県外調査 8月28日～30日（2泊3日） アウトリーチ型子ども食堂と江戸川区いのち支える自殺対策計画（江戸川区議会）、ユニバーサル就労の取組と引きこもり相談の現状（NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば）、発達障害の子どもの学習支援（NPO法人ダイバーシティ工房）、介護職員の働きやすい職場づくり（社会福祉法人康和会）等について調査を行った。

## 平成 30 年度の主な議会の取組（参考）

- 1 「障がい者の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の制定 <6月>
- 2 「三重県議会基本条例」の一部を改正  
大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を盛り込む <6月>
- 3 「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」の設置 <7月>
- 4 「成果レポート」に基づく今後の県政運営等に関する知事への申し入れ <8月>
- 5 みえ高校生県議会の開催 <8月>
- 6 「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」の設置 <9月>
- 7 公共政策大学院からのインターンシップ実習生の受入れ <9月>
- 8 議員勉強会の開催
  - ・第1回 「これからの議会改革に問われるもの」 <10月>  
廣瀬 克哉 氏（法政大学副学長）
  - ・第2回 「災害時における議会・議員の役割と取組」 <12月>  
鍵屋 一 氏（跡見学園女子大学教授）
- 9 みえ現場 de 県議会の開催 <11月>
  - ・「ダイバーシティ社会の推進」

## 調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 平成30年版「成果レポート」・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 各定例月会議における委員長報告一覧 ・・・・・・・・ 3

# 1 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	医療保健部	<p>介護人材の確保に向けて、引き続き介護職場の魅力発信、未経験者の参入促進、賃金をはじめとした待遇改善に取り組まれたい。</p> <p>また、介護職員の実数増加につながる待遇改善等について、引き続き国に要望されたい。</p>	<p>介護人材の確保について、その妨げとなっている要因には様々なことがあることから、介護職員の待遇改善だけでなく、身体的・精神的な負担の軽減を図っていくとともに、介護職場等の魅力を発信することで、未経験者が新規参入しやすい環境をつくることが必要だと考えています。</p> <p>また、介護職員の待遇改善等については、これまで国へ提言・提案をしているところですが、引き続き、消費税率引上げによる增收分を活用した待遇改善についても、柔軟な対応がなされるよう、しっかりと提言・提案をしていきたいと考えています。</p>
124	こころと身体の健康対策の推進	医療保健部	<p>ひきこもり支援について、県においても実態調査を実施されたい。</p> <p>また、自殺対策の部分も含め、ひきこもり支援として、専門相談、家族のつどい等が実施されているが、相談に行けない、治療を受けようとしない方については、行政側からアドバイザーの取組を充実されたい。</p>	<p>ひきこもりの実態については、今年度、内閣府が中高年世代を対象とした実態調査を実施する予定であることから、まずはその動向を把握していきたいと考えています。</p> <p>また、ひきこもり支援については、県に寄せられている相談事例の分析等を行うとともに、こころの健康センターにおいて、関係機関と連携した事例検討や、必要に応じてアドバイザーを実施することなども含め、本人や家族への支援体制を検討していきます。</p>
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	子ども・福祉部	<p>待機児童の解消については保育士等の人材確保が課題であるが、待遇改善、潜在保育士の活用が進むよう、今後も取組を進められたい。</p> <p>また、隠れ待機児童などの潜在的ニーズへの対応についても検討を進められたい。</p>	<p>待遇改善の要件となっているキャリアアップ研修について、対象職員に受講いただけるよう、計画的に実施しています。</p> <p>また、今年度、潜在保育士を対象とした意識調査を実施しました。就労可能な方に可能な範囲で働いてもらえるよう、調査結果を分析し、有効な保育士確保対策につなげていきます。</p> <p>国において、保育サービス等の無償化の動きもあり、さらに潜在的ニーズが顕在化することも考えられるため、来年度以降、市町で新たに子ども・子育て支援事業計画が策定される際に、新たなニーズを的確に把握していきたいと考えています。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	子ども・福祉部	県の児童虐待対応は他県に比べ充実していると認識しているが、抜けているところや漏れているところのないよう、さらなる気づきが必要であるため、今後も注力して取り組まれたい。	<p>三重県では、児童相談所に児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断や、一時保護後に家庭復帰する場合の支援策を検討するためのアセスメントツールを独自に開発・運用しています。</p> <p>また、今年8月には、これまでの児童相談センターと警察本部との情報共有体制をさらに充実させることを目的として、三重県、三重県警察本部、三重県市長会、三重県町村会の4者による「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結するなど、関係機関との連携・協力体制の強化に努めています。</p> <p>さらに、増加する北勢地域での児童虐待相談に機動的に対応するため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、平成31年4月を目処に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めているところです。</p> <p>今後も、児童虐待防止に向けた取組を鋭意進めていきたいと考えています。</p>

## 2 各定例月会議における委員長報告一覧

### 「認知症対策について」(6/29)

少子高齢化が進展する中、国において策定された新オレンジプランにおいて、認知症の予防法、診断法、治療法等の研究開発及びその成果の普及の推進は、7つある柱のひとつとされたところです。

三重県における認知症対策は、その多くが、早期発見・早期治療という、診断法、治療法に重点をおいたものとなっています。

県当局におかれましては、今後、認知症予防法の研究開発に関する動向を注視するとともに、その成果の普及についても、積極的に取り組んでいただきますよう、要望します。

### 「医療も福祉サービスも受けていない精神疾患の方への支援について」(10/17)

パーソナリティ障害等のような精神疾患がある方の一部には、その疾患の特性や障がいの程度により、医療も福祉サービスも受けておらず、ご本人やご家庭が日々の生活に困難を抱えているという実状があります。

本委員会としても、そのような方やご家庭への支援は非常に大切であると考えますので、県当局におかれましては、その支援についてご検討いただき、今年度中に本委員会で報告することを求めます。